

令和元(2019)年度第1回川崎市民間活用推進委員会 摘録

日 時 令和元年5月24日(金) 午前10時00分 ~ 午前12時00分

場 所 川崎市役所第3庁舎15階 第2会議室

出席者 委員 安登会長、足立委員、伊藤委員、川崎委員、保井委員

市 側 伊藤副市長

大澤総務企画局長

佐川総務企画局行政改革マネジメント推進室長

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

蛭川総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

吉永財政局財政部財政課担当課長

後藤財政局資産管理部資産運用課担当課長

和田市民文化局コミュニティ推進部協働連携推進課課長補佐

高木総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長

柏原総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長

多田総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長

森木総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長

江上総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長

前田市民文化局コミュニティ推進部協働連携推進課職員

開 会

1 委嘱状交付

2 出席者紹介

3 議題

(1) 会長選出

(2) 委員会設立の趣旨について

(3) 川崎市における民間活用(P P P)の推進の背景について

(4) 「(仮称)新たな民間活用に関する方針」の策定について

(5) 令和元年度川崎市民間活用推進委員会での審議事項について

(6) 等々力緑地再編整備事業に関するPFI法に基づく民間提案の審議に向けた
部会（民間提案審査部会）の設置について

(7) 今後の審議の進め方について

4 その他

・川崎市PPPプラットフォームの設立について

閉 会

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 0 名

議事

佐川総務企画局行政改革マネジメント推進室長

皆さんおそろいですので、それでは令和元年度第1回川崎市民間活用推進委員会を開催させていただきます。

私は総務企画局行政改革マネジメント推進室長の佐川でございます。どうぞよろしくお願ひします。

それでは会議に先立ちまして、幾つか事務連絡をさせていただきます。初めに、本日の委員会は公開とさせていただいており、市民の皆様の傍聴、それからマスコミの方々の取材につきまして許可とさせていただいておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

また、委員会終了後、議事録を作成いたしますが、委員の皆様にご確認をいただいた上で、公開の進めさせていただきたいと存じます。

次に、本日の配付資料でございますが、資料1から資料10、そのほか最後に参考資料を二つ配付させていただいております。資料の不備などがございましたら、その都度、お申し出いただければと存じます。よろしくお願ひいたします。

それでは早速ですが、お手元の次第に沿いまして進めさせていただきます。

次第1の委嘱状交付でございます。伊藤副市長から委員にご就任いただく皆様に委嘱状を交付させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立いただきました

いと存じます。

それでは、日本政策投資銀行地域企画部担当部長 P P P / P F I 推進センター長、足立慎一郎様。

続きまして、亜細亜大学都市創造学部都市創造学科教授、安登利幸様。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士、伊藤麻里様。

中央大学総合政策学部教授、川崎一泰様。

法政大学現代福祉学部・人間社会研究科教授、保井美樹様。

ありがとうございました。

それではここで、伊藤副市長からご挨拶を申し上げます。副市長、お願いいたします。

伊藤副市長

改めまして、おはようございます。副市長の伊藤でございます。先生方には本当にお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。また、委員就任に際しましては、ご快諾いただきまして、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

川崎市の状況については後ほど、いろいろな形でご説明があろうかと思っておりますけれども、本市では、ちょうど2000年以降、さまざまな形で行財政改革あるいはニューパブリックマネジメントといったような考え方のもとで、簡素で効率的な行財政運営を目指してまいりました。その取組の一つとして P F I ですとか指定管理者制度によりまして行政のスリム化と行財政改革、財政運営の効率化等を進めてまいりました。どちらかというところ、これらは行政内部を中心とした民間とのパートナーシップの活用が主だったように思います。

そういった意味では、今はもう既に第2ステージに入っています。今までは行政内部の方を主体に考えていたものを、市民目線であったり、本当の意味での民間のノウハウをそういった部分で活用していく段階に入りました。保井先生的に言うと、「ないものづくりから、あるもの使い」ということで、今まではこういったものをつくってほしいというようなものに対して、いかに P F I、P P P を含めて、効率的に、という考えだったんですけれども、今後は量的な改革だけではなくて質的なものも考慮しなくてはなりません。例えば図書館を例に出すと、図書館をつくって欲しいという要望は多いんですけれども、図書館は今、読書だけで使っているわけではなくて、午前中に行きますと、リタイアされた方が新聞を見たり、雑誌を見たり、閲覧室というよりはロビーでそういったものを見ている。そういう意味では、居場所としての機能ですとか、あるいはパソコンを使えるコーナーが

あったりすると、そこでサラリーマンの方が仕事をしている状況があったり、午後になると学生さんが来て自習室で自習していると。調べものは蔵書で調べるということではなくて、パソコンやスマホで調べている。

一口に図書館をつくってほしいという要望があったとしても、その図書館で何をしたいのかというニーズを、建物とか施設全体で捉えるのではなくて、どういった機能が求められているのか、そういったソフト部分の民間ノウハウも含めて、本年度は、新たな民間活用に関する方針づくりに向けまして、限られた回数、限られた時間ではございますけれども、先生方にさまざまな観点からご指導・ご示唆をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

佐川総務企画局行政改革マネジメント推進室長

ありがとうございました。

それでは本日は初回の委員会でございますので、市側出席者を事務局の行政改革マネジメント推進室担当課長、織裳から紹介させていただきます。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

担当課長の織裳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私から行政側の出席者の紹介をさせていただきます。

まず初めに、今ご挨拶をさせていただきました副市長の伊藤でございます。

続いて、大澤総務企画局長でございます。

大澤総務企画局長

どうぞよろしくお願いいたします。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

続いて、蛭川企画調整課担当課長でございます。

蛭川総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

蛭川でございます。よろしくお願いいたします。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

続いて、吉永財政課担当課長でございます。

吉永財政局財政部財政課担当課長

どうぞよろしく願いいたします。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

最後に、後藤資産運用課担当課長でございます。

後藤財政局資産管理部資産運用課担当課長

よろしく願いいたします。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

このほか、関係職員を同席させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

ここで、先にご連絡を申し上げます。伊藤副市長におかれましては、公務のため、11時30分ごろに中座させていただきたいと思っておりますので、あらかじめご了承いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

佐川総務企画局行政改革マネジメント推進室長

続きまして、次第3の会長の選出に移りたいと存じます。

本委員会の会長選出につきましては、川崎市附属機関設置条例第6条に基づき、委員の皆様との互選により会長を選出させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(なし)

佐川総務企画局行政改革マネジメント推進室長

皆様から特段のご意見がございませんので、事務局からご提案させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、事務局といたしましては安登委員にお願いしたいと思っております。皆様の

かがでしょうか。

(異議なし)

佐川総務企画局行政改革マネジメント推進室長

ありがとうございました。

それでは、安登委員に会長をお願いしたいと存じます。安登委員、恐れ入りますが、会長席のほうにご移動をお願いいたします。

(移動)

佐川総務企画局行政改革マネジメント推進室長

それでは、安登会長から一言ご挨拶をいただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

安登会長

改めてご挨拶を申し上げます。おはようございます。お忙しい中ありがとうございます。僭越なんですけれども、ご指名でございますので、微力ですけれども務めさせていただきます。

最初ですので、ちょっとお話をさせていただきたいと思うんですけれども、今、副市長さんからもお話がありましたが、民間活用、これの動きにつきましては、国はもちろんですけれども、全国の自治体でも今まさに活発に行われているところです。川崎市におかれましても、これまでに例えばPFIの実績は7件あるというふうに伺っております。あるいは、土地などの不動産ですね、市が保有している資産ですね、これの有効活用。例えばパークPFI、こういったものについても積極的に取り組んでおられます。

川崎市の本日の民間活用推進委員会ですが、これは川崎市において民間活用の取組を専門的な見地から幅広く調査して審議するものでございます。できる限り充実した審議ができるように力を尽くしたいと思っておりますので、皆様もよろしく願いいたします。

先日公表されました資料を見ますと、川崎市の人口はまだまだ増えておりまして、少子高齢化と言われている中ですが、今のところ川崎市の人口は増えているということでございます。したがって、財政的な中を見ますと、まだまだ恵まれているほうではありますけれども、かといって、それに伴って財政需要も非常に増えてくるということで、かじ取りも、また別の面での難しさがあると思っております。将来的にも課題が出てくると思っております。

こういった中で、民間活力の導入は行政が抱える問題を解決する重要な手段であると思っております。川崎市におかれまして、円滑かつ効果的な民間活力の導入が推進できるように検

討を進めてまいりたいと思います。委員の皆様におかれましては、ぜひともご協力のほうをよろしくお願いいたします。

私の挨拶とさせていただきます。

佐川総務企画局行政改革マネジメント推進室長

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきたいと存じます。ここからの進行につきましては、会長をお願いしたいと思います。安登会長、よろしくお願いいたします。

安登会長

それでは早速ですけれども、次第に従って進めさせていただきたいと思います。

まず、この委員会設立の趣旨についてです。事務局から説明をお願いいたします。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、織裳から説明させていただきます。

お手元の資料1をご用意いただきたいと思います。1をお開きください。川崎市民間活用推進委員会の設置についてでございます。

左側、1番の趣旨でございます。1ポツ目にありますように、市民満足度の高い行政サービスの提供に向けた仕組みを構築し、最適な公共サービスの提供につながる民間活用の取組を推進してまいりたいと考えております。

2点目、本市の民間活用ガイドライン、また川崎版PFI導入実務指針などは、現行の法制度改正や昨今の民間活用の実態に即した内容に改正することを予定しております。

また、民間事業者と連携して課題解決へつなげていくルールやプロセスを明確にし、民間のノウハウの最有効活用に向けた仕組みを構築していきたいと考えております。

これらの目的を達成するために本委員会を附属機関として位置づけて設置したものでございます。

2番の委員会の所掌事務でございますが、②に記載のとおり、本市の取組の適正性、妥当性を調査検証いただくとともに、より効果的に取組の推進を図るため、専門的な視点から皆様のご審議をいただきたいと思いますと考えているところでございます。

右側の上に行っていただきまして、4番、調査審議の具体的な内容につきましては、初

年度、今年度については、ただいまご説明しました民間活用ガイドライン等の改正の手續に向けた調査審議をいただきたいとと思っていることと、今後の取組の方向性に示した制度構築に関する調査審議をいただきたいと考えております。次年度以降につきましては、取組の進捗管理、今回つくります方針等の進捗などを確認いただきたいと考えております。

5番の委員会のスケジュールでございますが、今年度はこちらのスケジュール表に記載のとおり、本日と合わせて4回の審議を予定しておりますけれども、限られたお時間となりますため、委員会の開催以外にも皆様方にお時間を頂戴しながらご意見をいただき、審議を進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

説明は以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

申し遅れましたけれども、今のが、次第を見ていただきますと、3の議題の(2)の委員会設立の趣旨について説明をいただきました。

続けて、(3)川崎市における民間活用(P P P)の推進の背景について、事務局から続けて説明をお願いいたします。

事務局

それでは事務局からご説明させていただきたいと思っておりますので、お手元の資料2のほうをごらんください。

川崎市における民間活用の推進に向けてということで、この委員会のほうでいろいろご議論いただくに当たりまして、まずは本市が現状進めている民間活用の状況の前提となる行財政の状況、そちらについて、雑ぱくですけれどもご説明させていただきたいと思っております。

スライドの1枚目のほうをごらんください。ポイントということで、川崎市の行財政の状況のほうを簡単にご説明しております。

丸の一つ目でございますけれども、都心に隣接する恵まれた環境の中で、若い世代を中心とした人口の増加が顕著であるという状況がございます。先日も政令市の中で人口が神戸市を抜いて第6位になるということで、非常に全国でもトップクラスの社会増、自然増になってきているというところでございます。

丸の二つ目でございますけれども、そうした中、若い世代の増加、さらには高齢化というところで、こうした二重の影響による社会保障費の急増ということが今、懸念事項として、本市として認識しているところでございます。

また、丸の三つ目でございますけれども、老朽化が進む都市インフラの維持更新に加え、人口増に伴う新たな公共施設ということで、小学校の新設なども本市は行ってきております。そうした整備など、中長期の財政負担は増大傾向であるというふうに認識しております。

その下の四角囲みですけれども、市税収入が堅調に推移するなど、地方交付税の不交付団体となっている本市ですけれども、こちらメディア等では言われておりますが、ふるさと納税ですとか法人市民税の国税化などによる減収が非常に大きいということで、上記の行政需要による経費増に対し、単年度の収入で支出が賄えていないということで、今後も厳しい財政状況が続くということを想定しているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、そうした状況をさまざまなバックデータを用いてご説明した資料を添付させていただいております。こちらにつきましては、後ほどお時間があるときにお目通しいただければと思ひまして、スライドのページ番号といたしましては20ページ、20番のスライドをごらんください。将来的な課題等を含めて、少し何項目か、こちらでご紹介させていただいております。

まず①ということで、2030年まで続く人口増加や再開発などによる人口動態の大幅な変動による、行政需要への対応が必要になってくるということ。

また、②ということで、2030年以降、急激に進行する高齢化と人口減少への転換を見据えた、今後も持続可能な行政サービスを提供していかなければならないということ。

また、③ということで、市職員を本市は削減しているというところもございまして、そうした中で新たな市民からの行政需要へも対応していかなければならないというところも課題として考えております。

そうした中で、矢印の下の網かけのところでございますけれども、なかなか従来のやり方では、そうした行政需要への対応が難しくなっているということがございます。また、本市としても持続可能な形でのサービスの提供手法等へ転換していかないと、今後はさらに難しい行政経営を迫られていくということを認識しているところでございます。

その下、21番目からのスライドでございますけれども、こちらは川崎市の民間活用状況というところでございます。本市のPPP、PFIによる施設整備の実績ということ

で、P F I と P P P の実績を合わせまして、本市は9事業ほど、現在、取組を進めております。また、そうした施設整備等に限らず、広告事業ですとか公共空間活用、また企業と連携した事業ということで、さまざまな民間事業者様と連携した取組のほうを進めてきているというところでございます。

ページをおめくりいただきまして、こちらから少し他都市の事例ということでご紹介させていただきながら、本市がこういった形の民間活用を目指していきたいかということ若干ご説明させていただきたいと思っております。

22番のスライドでございますけれども、他都市の取組例ということで、こちらにつきましては横浜市さんの取組ということで、みなとみらい21中央地区におけるM I C E の施設整備・運営事業の取組例ということでご紹介させていただきます。

こちらにつきましては、公共施設機能に民間収益事業を付加してP F I 事業を実施した例というところでございます。こちらの図の20街区整備イメージというところをごらんいただければと思うんですけれども、要は公共機能としてのM I C E の機能と、あとは民間の施設ということでホテルを合築した、そうした施設となっております。

本市が今まで進めてきたP F I 事業というのは、いわゆる施設と運営を一体的に実施するP F I、いわゆる一般的なP F I ということで実施してきておりますけれども、他都市では、こうした少し官民合築型のP F I ですとか、いわゆる、そうした一般的なP F I にプラスアルファしたような事業を展開してきている。そうしたところにも民間のアイデアやノウハウを活用して十分な取組を進めている例があるということでございます。

その下、23番目のスライドですけれども、こちらは市民サービス提供の中での民間活用という取組でございます。

こちら横浜さんになっておりますけれども、横浜市さんの地域ケアプラザというところで、公共施設の空き時間、空間を活用して市民の皆様に対し工夫したサービスを提供している例ということでございます。土日ということで、一般的には役所がお休みのときを活用して、企業の方にその場所を使っていただいて、例えば子育て関連の教室ですとか、例えば企業のサービスを活用しながら子育て関連の事業を少しやってみるということで、市にとっても、企業にとっても、また市民の方にとっても望まれるようなサービスを提供する、そうした事例があるというところでございます。

スライドの24番のほうをごらんください。こちらは公有財産の有効活用という取組になりますけれども、こちらは未利用だった雨水調整池を貸しつけるという事業でございま

すが、具体的には雨水調整池の上に人工地盤を張って、その上にスーパーマーケットを建設する。そうした活用が図られた事例ということです。

ただ、そうした、単純なスーパーマーケットを建設するというだけではなくて、例えば表の地域貢献というところを見ていただければと思うんですけども、地域の皆様の足になるような巡回送迎バスの運行を計画していたりですとか、例えば災害時の備蓄品の提供及び避難場所として開放するといったような、また地域の方に望まれるような施設の使い方ということも、こちらの事業者さんが提案されると。また、市に対しては賃料ということで収益を生む形の有効活用が図られているというところがございます。

最後になりますけれども、本市が目指す民間活用のあり方ということで、今まで本市は従来も民間活用ということを行ってきておりますけれども、そうした民間活用に対してプラスアルファを目指すような取組を展開していきたいというところがございます。

四角囲みにつきまして、この間、多くの業務・事業について民間活用の取組を進めてきましたが、市民満足度の高い行政サービスを今後も持続可能な形で提供していくためには、さらに付加価値を高めた新しい民間活用の取組を積極的に進めていきたいと考えております。新しい民間活用の取組の機運というものを高めていくためには、行政と民間事業者が公共をともに担いながら、ともに作り上げていく、そうした意識を共有していく必要があると考えております。

最後の矢印でございますけれども、民間事業者をより最適な公共サービス実現のための重要なパートナーとして再認識していくということと、また社会的課題の解決に向けてということで、民間事業者ならではの発想からのアイデア、またノウハウを最大限に活用して、効率的・効果的な市民サービスの提供とサービスの質の向上の実現につなげていきたいという考えを持っているところでございまして、こうしたものを実現していくために、今後、本委員会の中でもさまざまな取組、また方針の議論というところに展開していく中で、委員の皆様からご意見をいただければというふうに考えているところでございます。

資料の説明につきましては、以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明していただきました委員会設立の趣旨についてと、それから川崎市における民間活用の推進の背景について、この二つにつきまして委員の方から、主に

質問が多いかと思うんですけれども、質問あるいはご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。わからない点とか、確認したい点とかがありましたら、お願いいたします。ちょっとお時間を。眺めていただければと思います。

どうぞ。

川崎委員

非常にいい取組だと思います。

伺いたいのは、最後のところにある民間活用プラスアルファ、プラスアルファの部分と、いうのをどういうふうにしていくかというところが重要だと思われるんですけれども、それについて何か具体的なイメージみたいなものは多分、今後の方針の策定の中に組み込まれていくんだと思うんですが、この委員会の中でプラスアルファの部分を多分、幾つか提案していかなきゃいけないと思うんですが、その辺について少し何かアイデアみたいなものが既にあるようでしたら、教えていただければと思います。

安登会長

事務局、いかがでしょうか。

事務局

プラスアルファということで、今いろいろ他都市の事例ということでご紹介させていただきましたけれども、本市の今の民間活用の課題というところでは、こうしたプラスアルファの取組を逆に生み出していくような市の仕組みをどうやってつくっていくかということ、一つ課題認識として置いております。

そうしたプラスアルファのものを生み出していくとなりますと、我々は今、民間活用の制度所管ではありますけれども、実際に生み出していくとなりますと、実際に事業を展開していくそれぞれのセクションで、そうしたアイデア、ノウハウを取り入れていく意識ですとか、あとは実際にそれを構築していく、そもそもの能力といいますか、またそうしたものを促していくような、市としてのプロセスをどう構築していくかというところを、今回の方針の中にしっかり盛り込んでいくことが一番重要なというふうに考えておまして、そうしたものがどんどん生み出されるような形の仕組みに、どうすればこの方針が仕

立て上げられるかというところを委員会の中でいろいろと、委員の皆様からご意見を頂戴したいというふうに考えております。

まとめますと、そうしたプラスアルファを生むための仕組みづくりの方針に関して、いろいろご意見をいただきたいというところがございます。

川崎委員

恐らく今ご説明いただいたことは、市役所の、やや縦割りのなところに横串を刺すような仕組みを組み込みたいといったご趣旨だというふうに理解したんですけれども、今度、こちらの委員会のほうから多分聞かなきゃいけないのは、具体的に川崎市でこういった局面で、何というんでしょうか、横串を刺すときに課題があるとか、あるいは複数の担当課とか局でまたがったような、それほど大きくないような事業でも、恐らく、俗っぽく言うと縦割りの弊害みたいなことが起こっているのだとしたら、そういう課題というのはどこにあるのかを教えていただけると議論しやすいのかなと思うんですけれども。

事務局

今回、具体的なことでどこがポイントかということは、またちょっと後ほど、議論の中で少しご紹介させていただくんですけれども、やはり、よく所管課が悩まれるのが、民間活用の取組を、自分たちが事業を発案してから、例えば最終的に事業を実行していくプロセスの中で、どのタイミングで検討して、さらにそれを庁内全体のオーソライズをとっていくというのを、どのタイミングでやればいいのかということを非常に悩まれているケースが多いかなというふうに考えております。

また、実際に検討を始めるタイミングが非常に遅くなってしまったがために、例えば手戻りが生じたケースですとか、非常に進め方としてうまくない部分が結構あったりする場合も多々あるというふうに我々は認識しております。

また、そうしたケース、具体的な事例ということで、この委員会の場でご紹介できるかどうかということはまた検討したいと思うんですけれども、しっかり市が仕事を進めていくプロセスの中で、こうしたタイミングで検討するのが一番ベストなんだということを、しっかりと今回の方針の中に位置づけながら、基本的な姿勢としてもそうなんですけれども、そうしたことをしっかり位置づけていくということを、今回の方針の中で考えていければというふうに考えております。

安登会長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

保井委員

ありがとうございました。

この会の進め方についてということになるのかもしれないんですけども、進め方と、その前提ですので2点かな。

民間活用というのは、広く捉えるとものすごく広いと思うんですけども、例えば行政が直営でやるものでも切り出して業務委託していくとか、それを若干、包括的にやるみたいな、そういう普通の契約行為もあると思うんですけど、どの辺から、あるいはさっき広告事業みたいなものもありましたけど、規制緩和というものなんかは、あまり施設整備と直接は絡まない部分、連携事業なんかも。この辺の全貌というのは、例えば行政の中で言う、どういう事業、あるいはどういう契約行為までが今回言うPPPに入るのかというのは、どこかでお示しいただけるのかどうかということが一つ。

それからもう一つは、きょうは市内でも大変多くの関連の方々にご参加いただいているんですけども、私がふだんかかわるのは、どちらかというとなら事業をやっている都市整備のようなどころとか、高齢社会だとか、そういうところだったりするので、そういう中で結構、現場の課題というのがいろいろ出てきているのではないかなと思うんですけども、その辺を吸い上げたり、そのほうがある意味、具体的な課題が見えてくるので、というような機会があるのかどうかということですね。

他都市なんかで私がかかわるところですと、例えば、やっぱりよく出てくるのは、どういう条件がそろえば指定管理者と随意契約できるのかみたいな。まちづくり会社が地域に還元するために空間を活用して、ちょっと収益を上げて、それを地域活動に使うみたいな、そういうので随意契約にするという話はよくあるんですけども、やれるところもあれば、やれないところもあるし、その条件は結構まちまちだと思いますので、その辺もそうですし、それからあとは、規制緩和は恐らく川崎市さんは、まあまあ、もうたくさんあるので、そういうときにどう進めるか、そこの公共貢献というものも、結構まちづくり、私がやっている山梨県なんかだと結構、最近工夫を、横浜市さんなんか工夫してやっていて、単

に共用でつくる場を提供すればいいというだけではなくて、もう少し活動もちゃんとしてくださいと、組織をつくってくださいみたいなどころからまとめたりとか、そういう規制緩和をどうやって進めるのかとか、そのときにはお金をどうするのか、その辺の結構具体のところまで議論するのかどうか。しないとしても、ちょっとそういう事例を頭に入れたほうが議論しやすいのではないかなという気がするので、現場の意見みたいなものを吸い上げるようなプロセスがあったらいいなと思うんですけども、その辺の進め方を、もしお考えがあれば教えてください。

事務局

2点いただきまして、まず、今回こちらで検討する民間活用の範囲みたいなどころですね、そちらにつきましては今、我々もどういった範囲を設定した上で、こちらで中身をご議論いただくかということは、中身を検討中のごさいますて、第2回以降にそちらの細かい、どういったものを、手法ですとか、範囲ですとか、そういったものはお示しさせていただこうというふうに考えております。

あと現場の課題などを吸い上げるプロセスという部分につきましては、今回、この委員会を立ち上げる前、昨年度ですけれども、方針改定に向けた庁内プロジェクト会議というものを立ち上げさせていただきまして、その中では、いわゆる我々のような制度所管や、本日出席している関係部署の職員たちに加えて、実際に事業をやっている部署、例えば教育委員会で小学校のPFI事業をやっている部門も交えながら、プロジェクト会議を立ち上げさせていただいて、実際に課題みたいなどころもちゃんと抽出しながら、今回の方針改定の議論をさせていただいているというところがございます。

また、あわせて今回こちらの方針の改定に当たっては、プロジェクト会議に参加していない各セクションがございまして、そうしたところに少しこの内容を、今検討中の内容を少し説明して、またそこで課題を吸い上げるような、御用聞きのようなことをやっていこうというふうに考えておまして、それぞれ、各局に企画セクションがあるんですけども、企画セクションにそうした御用聞きを来月しっかりやっていこうというふうに考えております。また、そうしたところで吸い上げた課題は、こちらの場でも共有するようなことは検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

安登会長

今指摘された点に関しては、会議資料ですと、資料3とか4とかに、かなり関係しますので、この辺について事務局に説明していただいて、その上でまた審議をぜひさせていただければと思うんですけどもよろしいですか。

それでは事務局のほうで、3の議題の(4)、仮称ですけども、新たな民間活用に関する方針の策定について、ご説明いただけますでしょうか。

あわせて(5)令和元年度川崎市民間活用推進委員会での審議事項について、ご説明をお願いいたします。

事務局

事務局から説明させていただきます。

資料3をごらんいただければと思います。

こちらは今年度、新たな民間活用に関する方針を策定していきたいと考えておりまして、策定に向けた考え方を整理したものでございます。

左上、1、本市がめざす「民間活用」の基本的考え方でございます。先ほどの資料の繰り返しになりますが、まず川崎市では人口増などの影響による市税収での堅調な推移がある一方で、財政需要の増加というような状況もありますので、今後も大変厳しい財政状況が続く見通しとなっております。

ただ、このような中でも、安心のふるさとづくり、力強い産業都市づくりの調和を図りながら、「最幸のまち かわさき」の実現を目指していくことが必要だというふうに考えておりまして、例えば公共施設の整備・管理・運営においては、従来の公共の業務の一部を民間事業者に担わせるといった活用方策から一歩進んで、民間事業者の主体的な発案や提案など、民間ならではの発想からのアイデア、ノウハウを最大限に活用して、効率的・効果的な市民サービスの提供、サービスの質の向上の実現につなげる必要があると考えております。

また、行政と民間事業者が、公共をともに担い、ともに作り上げていく意識を共有することが重要であり、行政側が率先して民間事業者をより最適な公共サービス実現のための重要なパートナーとして認識することも必要であると考えておりまして、こういった考え方をもとに、川崎市では今後、民間活用の推進に積極的に取り組んでいくということを基本的な考え方として整理させていただいております。

続きまして、その下の2番目、これまでの経緯でございますが、川崎市ではPFIを含め、民間活用に関しまして、方針等をこれまで三つ策定しております。上から、平成13年1月に、川崎市における新事業手法導入に関する基本方針。それから、平成14年5月に、新事業手法導入実務指針。それから最後に、平成20年11月に、民間活用ガイドラインというものを策定しております。それぞれPFIあるいは指定管理者制度などを含めて、導入する上での標準的な手順であるとか関係部局の役割、こういったものを整理しているものでございます。

右上に移りまして、3番、方針等策定後の法令改正等の環境変化でございますが、先ほど挙げました三つの方針を策定した後、動きがございます。

まず一つ目、PFI法の改正の経過ということで、これ以外にも幾つか改正はございますが、例えば平成23年には民間事業者による提案制度の導入、あるいはコンセッション方式の導入など、こういった動きがございます。

それから二つ目、多様なPPP、PFI手法導入を優先的に検討するための指針ということで、こちらは平成27年12月に国から都道府県、政令市宛てに、優先的検討規程の策定が要請されているところでございます。優先的検討規程というものは、一定の基準を満たした事業について、そのまま従来手法を用いて整備等を行うのではなく、民間活用が可能かどうかを検討する手続だとか基準でございます。

それから三つ目、都市公園法の改正でございますが、平成29年に都市公園法が改正されておまして、飲食店、売店等の公園施設の設置、それから、そこから生じる利益、これを活用して周辺の園路、広場の整備などを行うものを公募により選定する公募設置管理制度、いわゆるパークPFIというものが新たに設けられております。

それから4番目、先進自治体の取組といたしまして、横浜市ではワンストップ窓口の設置であるとか、福岡市ではPPP地域プラットフォームの設置、こういったものがされております。

こういった状況を受けまして、4、策定の考え方を整理しております。

まず、策定に当たっての基本認識でございますが、4点、整理させていただいております。

一つ目が、法改正等の状況変化に対応した新たな方針が必要であるということ。

それから二つ目、民間活用の推進のため、多様な主体との幅広い分野での連携を進める仕組みの再構築が必要であるということ。

3番目、国と先進自治体の取組を積極的に取り入れていくことが有効であるということ。

それから、先ほど挙げました三つの方針等ということで、ガイドライン、基本方針、実務指針の関係性の整理、例えば統合、再整理というようなことが必要であるということの基本認識としております。

これを受けまして、策定に向けた検討方針を三つ掲げております。

方針の一つ目につきましては、多様な民間活用のあり方の再整理ということで、改めて民間活用を行う相手方、それから対象となる分野、範囲について、整理してまいりたいと考えております。

それから方針の二つ目、民間活用を進める上での課題と対応策の検討ということでございますが、まず、その下の文章でございますが、一つ目、民間ならではの発想からの創意工夫を引き出すという点。それから二つ目、効率的・効果的な市民サービスの提供と、その質の向上につなげるという視点。それから最後に、サービスの安全性・継続性を担保するという視点。この視点から課題を整理して、課題解決のための取組を検討してまいりたいと考えております。

それから最後の方針でございますが、民間活用を進めるための取組を有機的に連携させた仕組みの検討ということで、庁内的な意思決定プロセスや制度的な枠組みと有機的に連携させながら民間活用の促進をしていく仕組みを検討してまいりたいと考えております。

ページを1枚おめくりください。課題の設定と取組の方向性でございます。先ほど挙げた三つの方針に基づきまして、課題と取組の方向性を整理しております。

この絵の下でございますが、まず課題の一つ目、連携分野の多様化につきましては、これまでの民間活用は主にハード系、施設整備、管理運営事業の分野、こちらに主眼が置かれてきているところではありますが、今後は民間活用を推進していく上で、ソフト的な事務事業、内部管理事務など、幅広い分野での恒常的な連携を図っていくことが必要であると認識しておりまして、取組としまして、改めてどのような分野で、どのような手法で行っていくべきかの整理を行っていきたいと考えております。

それから、続きまして課題の二つ目、民間活用に向けての検討プロセスの再構築でございますが、これまでの方針では公共施設の整備、管理運営事業などを対象とした検討プロセスというものが構築されておりますが、公有財産の有効活用であるとか、ソフト的な事務事業を含めた、幅広い分野の事業を組み入れた形に再構築していきたいと考えております。また、検討プロセスにおいて、行政の目線だけではなく、民間からの目線の意見を把

握することが重要であると考えておりますので、検討プロセスの中に民間事業者の意見把握のステップの設定を検討してまいりたいと考えております。

これに基づいた取組でございますが、既存の事業化検討プロセスに対して、政策決定の流れをより明確化するという、それから民間との対話の行程を組み入れるなどをして、国が示す優先的検討指針を踏まえて再構築してまいりたいと考えております。

それから、課題の三つ目、地元企業の活用促進でございます。PPP、PFIと申しますと、大企業が中心の事業というふうイメージされがちではございますが、川崎市においては、こういった取組を進めていく中で、特に地元企業の積極的な活用をしていくことが必要だと考えております。

地元企業につきましては、なかなかノウハウであるとか情報が不足しているというような懸念もございますので、基礎知識の習得であるとか、あるいは大手企業などの多様な事業者とのJV組成に向けたマッチングの推進などの環境・条件を整備していくことが必要だと考えておまして、右上でございますが、取組といたしまして、今後、川崎市の中でPPPプラットフォームというものの設置をしていきたいというふうに考えております。

それから続いて課題の四つ目、民間からのアイデアの取り込みでございますが、今後、民間活用を進めていく中で多様なアイデアを取り入れていく仕組み、仕掛けの構築が必要であるというふうに考えておまして、民間提案制度というものを創設してまいりたいと考えております。こちらは、これまでのPFI法に基づく民間提案制度以外のものを含めた民間提案制度というものも想定しております。

それから課題の五つ目、モニタリングでございますが、今後、民間活用を推進してまいりますと、これまで行ってきたモニタリングをさらに確実に実施していくということで、サービスの質、安全性、継続性の確保をしっかりと行うための手法の構築をしていきたいと考えておまして、取組といたしましてはモニタリングの目的、対象を明確化するであるとか、問題発生時の対処方法を改めて整理してまいりたいと考えております。

それから最後の課題でございますが、各取組の有機的な連携と実効性の担保でございますが、課題への対応の取組が連動することにより、一層の民間活用が促進するよう、各取組を有機的に連携させ実施していくことが求められるということで、その連携をしていくための政策決定プロセスというものを、仕組みとしてしっかり構築していきたいと考えておまして、取組といたしまして、今後つくり上げていく新しい民間活用の仕組み、この中に民間提案制度であるとかプラットフォーム、新たなモニタリング、こういった要素を

組み込んで、各取組を有機的に連携させる仕組みを構築してまいりたいと考えております。

それから最後に、今後のスケジュールでございますが、今年度中に新たな方針を策定してまいりたいと考えておりますので、今回を含め、4回の委員会の中でご議論いただきながら進めてまいりたいと考えております。

資料3につきましては以上でございます、資料4につきましては、資料3の本編となりますので、後ほどご覧いただければと思います。

議題の(4) (仮称)新たな民間活用に関する方針の策定については以上でございます、続きまして、(5)令和元年度川崎市民間活用推進委員会での審議事項について、ご説明させていただきます。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、今ありました5番の本委員会での審議事項について、織裳から説明させていただきます。

お手元の資料5をお開きいただきたいと思います。

資料5、新たな民間活用に関する方針策定に向けた民間活用推進委員会での審議事項(案)という形でございます。先ほど、どの範囲で審議していくのかというようなこともございましたが、今回、イメージをお伝えしたいと思っております。

囲みの上の箱にありますように、現行の事業実施プロセスにおいては、民間活用推進をする上で課題があり、今後、民間活用の検討プロセスと政策決定、私たちの事務の流れの中で関係性を明確化するほか、民間活用に向けた取組、具体的に言うと、例えば国が示す優先的検討であったり、PPPのプラットフォーム、新たなモニタリング制度などを有機的に連携させる仕組みを再構築する必要があると考えております。

資料の左側のフローですけれども、こちらが現行の民間活用事業の実施のプロセスでございます。

イメージいただけるか、最初に一番左側の列でございますが、事業の方針、構想を策定し、導入の機能・規模の検討を行い、基本計画をつくって、どのような機能を入れていくか、また施設の配置をどうするか、または運営体制をどうするか、予算をどのようにとっていくかということを検討してまいります。その後、発注を行い、公募を行い、選定をし、そして事業実施・運営、事業の終了へと移っていきます。

この中での課題ということで、次の列にお示ししておりますけれども、先ほどからお話

が出ておりますけれども、施設整備、運営などのハード系に偏った民間活用ということが一つ課題となっていて、そのほかのソフト系事業、現在も公共空間のイベントなど、ご案内をさせていただきましたが、そういったところへの広がりが少ないというところが課題と認識しているところでございます。

また、民間活用の検討を行うか否か、また検討をいつ行うか、検討の時期について、標準的な手続が決まっていないことが課題となっております。

また、民間の方の目線から、民間活用の可能性を確認する機会が不足しているという認識もございます。

また、昨年度に実施しているアンケート調査結果の中では、PPPに関する情報提供が市側から少ないというお話がありますし、また中小零細企業への配慮がもっと欲しいというお声もいただいているところでございます。

また、事業を実施している中では、モニタリング時に発生した問題への対応方法が確立されていない、それぞれ施設ごとに、現場の状況にあわせて行われているということが実情でございます。

また、この後、PFI法の制度が整って、平成10年代後半に発注しているものが、この後終了に移ってまいります。事業終了時の総括評価の方法が確立されていない状況がございますので、この後事業終了に向けて制度を確立していく必要性に迫られているところでございます。

真ん中から右側が、新たな民間活用の仕組みのイメージでございます。

まず、上段の事業発案の段階では、例えば行政計画で言う総合計画、実施計画、または資産マネジメントカルテ、行財政改革プランというようなものをつくっています。その中にはさまざまな事業があるんですけれども、優先的検討のステップ、下に進んでいく中では、これまではどうしても公共施設の整備などに中心が偏っていたところを、公有財産の利活用であったり、その他のソフト事業の中に、ぜひ民間のアイデア、ノウハウを生かした事業実施につなげていきたいと考えているところでございます。

ステップ1からステップ5までございますけれども、ステップ1には民間活用の可能性がある事業、事務事業の選定を行っていく必要があるということで、例えば今、総合計画の中には一部事業を掲載しているんですけれども、具体的にこういったところに民間の方のお声をいただきたいということで、ロングリストをつくって、お見せしていくというようなことも、案としてはあるところでございます。または、意見聴取の方法、多様な方

法などを取り入れていきたいと考えているところでございます。

ステップ2では、採用の手法の選択。

ステップ3では、簡易的な検討ということでございます。

ステップ4では、詳細な検討。

ステップ5では、評価結果の公表という形で進んでまいります。その中では、次の列にありますように、市の予算の流れということでございますけれども、行政側の課題ではございますけれども、どういうふうに予算と連動させていくか、どのように新しくつくった仕組みを市の流れに乗せていくかということが課題であることと、この後、最後にご説明させていただきますが、川崎市PFと書いてありますがプラットフォームの略でございます。新たに民間の方のお声を取り入れていく場としてプラットフォームの設置を進めていきたいと考えておりますので、そういったものを活用しながら民間の方の声を市の行政計画、事業の中に取り入れていきたいということでございます。

また、民間提案制度の創設ということで書かせていただいておりますけれども、この後、民間提案制度の創設ということも検討の視野に入れて進めていきたいと考えているところでございます。

その後、この表の下には事業の選定・事業化、事業終了時についても、どういうふうに新しい仕組みを取り入れていくかということを検討しなければならないということで、考えているところでございます。

具体的には、1枚送っていただいて、本委員会での審議事項という形で、七つの案を項目として示させていただきます。

審議事項①の中では、連携の対象の範囲と公民連携手法の整理ということで、対象とする範囲をどこまでとるのかということ、一定程度ご議論いただきたいと考えています。また、事業手法の考え方についても、どういった事業の中に入れていくのか、どういうところで適用していくのかということを考えていただきたいということ。

2点目としまして、審議事項②の中では、優先的検討規程という中では、優先的検討の対象事業ということで、どの範囲、どういった事業を対象とするのか。国で言うと、ハード系の事業では10億円を超えるような整備事業については検討しなさいということでございますが、本市の財政規模等の中でどういったところを対象としていくのかということでございます。

2点目としましては、基本計画等、計画策定の流れとの整合性ということで、検討の手

続と評価の方法などをご検討いただきたいということ。または、民間との対話の工程の組み入れということで、例えばマーケットサウンディング調査などを実施していくなどの案がございますが、どういったことをやっていくのかということでございます。

審議事項③では、PPPプラットフォームの設置と効果的な運用ということで、先ほど説明しました、この後、今年度の夏にはPPPプラットフォームを新たに本市においても設置していきたいということを考えてございますので、その効果的な運用、活用を考えていただきたいということでございます。

審議事項④では、市内事業者の民間活用事業への参加促進に係る方策ということで、なかなか、やはりどうしても民間、市内の事業者の方に、うまくこの事業に参加していただきたいということが大きな課題というふうになってございますので、JV組成の機会など、環境の整備などを行っていきたいというふうに考えております。

また、審議事項⑤では、民間提案制度の創設ということでございます。対象の事業と民間提案制度の形態についてでございます。例えばテーマを絞ったテーマ型であったり、テーマを自由にしたフリー型であったり、さまざまなことが考えられるかと思えますけれども、どういう形で実施していくのが望ましいかということでございます。

また、対象の要件、全てのものを受けつけていくわけにはいかないということでございますので、どういったものに対して受付をしていくのかということでございます。

3点目としましては、採用の可否判断に対する視点でございます。例えば採用する、しない、だけではなく、一部採用するという方法がとれないかということも、一つ検討の中にあるかと思っております。

また、提案事業者の取り扱いについてということでございます。どうしても民間提案を受けていく中では、提案をいただいた方、民間事業者の知的財産のことを踏まえた対応をしていかなければならないということで、どういった形で提案者へのインセンティブを与えていくのかということを検討していきたいというふうに考えております。

審議事項⑥の中では、モニタリングの方法・体制の構築でございます。モニタリング対象の考え方、またサービス水準、継続性の観点から、モニタリングの視点、手法について、ご議論いただきたいと考えております。

また、民間のサービス、民間を活用していく中で、問題発生時における対応の考え方、また事業課と私たち制度所管がどのように連携していったらいいか、庁内におけるノウハウ蓄積の方法などもご検討いただきたいと考えております。

また、先ほどもお話ししましたが、事業終了時の総括と次期事業への手法検討のあり方ということも議論の対象に含めていただければというふうに考えております。

7番目としましては、有機的な連携による民間活用の推進という形で、それぞれ個別にご検討いただきますが、それぞれをどのように連携させていくか、全体的な連携のさせ方についてもご議論いただきたいというふうに考えているところでございます。

今、項目を七つ、お示ししておりますが、これ以外にも恐らく委員会の中でご提案いただけるものもあるかと思っております。そういったものも本委員会の審議の中に加えて、審議を行っていただきたいというふうに考えているところでございます。

あわせて、もう一つ説明させていただきたいと思っております。

資料6でございます。最終的に、新たな民間活用に関する方針というものを策定していきたいというふうに考えております。冊子にまとめていく中で、目次の構成のイメージを、一旦、現時点でのものをお示しさせていただいております。大きく分けると、第1章の方針編と、第2章のガイドライン編、手続編という形で示させていただいております。こちらのガイドラインを見ることによって、行政職員が一定程度、どのように事務を進めていったらいいのかということがイメージできるようにまとめていきたいというふうに考えております。

方針編の中では、まず1の中で方針策定の趣旨。

2番目の中で民間活用手法の分類・特徴と導入の考え方という形で、まとめていきたいというふうに考えております。その中には、例えば民間活用事業の概要であったり、今後対象とする民間活用手法の特徴といったものをまとめていきたいと考えているところでございます。

3番目では、民間活用に係る庁内検討に関する基本的な方針という形で、優先的検討、国が示す優先的検討指針と本市の中での優先的検討をどのようにしていくかということをも明確にしていきたいと考えております。

4番目では、民間活用対象事業の情報発信に関する基本的な方針という形で、ロングリスト、ショートリストで、どのように情報を出していくかということをも位置づけていきたいと考えております。

5番目としましては、民間事業者との対話・提案を活用した民間活用の進め方に関する基本的な方針ということで、(1)市場性調査、(2)民間提案制度という形を位置づけていきたいというふうに考えております。

6 番目には、事業選定の考え方。

7 番目には、確実な公共サービスの提供に向けた基本的な方針ということで、民間活力を活用した中で、いかに事業を適切に実施していくかということで、モニタリングの基本的な考え方、問題発生時の対応の考え方などを位置づけていきたいと考えております。

8 番目には、市内の事業者の民間活用への参加促進に向けた取組という形で、どのように情報を提供していくか、発信していくか、または多様な事業者との J V 組成の機会など、環境整備について位置づけていきたいと考えております。

第 2 章のガイドラインの中には、1 番目には全体像という形で、フローのようなものをお示しして、イメージをつかんでいく形にしていきたいと考えていること。

2 番目には、構想、導入検討、民間活用の導入決定。

また 3 番目、契約の締結、契約の整備の完了、また事業の終了といったステージごとに手続を示していきたいと考えております。

委員会の中でご議論いただいた意見を取り込みながら、この方針を策定し、位置づけ、今年度中にまとめていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局からのご説明は以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

今、二つのテーマについてご説明いただきました。内容が多岐にわたりますので、まず前半の、皆さんのお手元ですと資料 4、新たな民間活用に関する方針策定の考え方（案）というのがございます。概要版と、それから文章で書いたものがございますね。

この内容につきまして、日ごろ考えておられる問題意識とか、その辺から見てここは違うんじゃないかとか、あるいは追加したらいいんじゃないかとか、あるいはここはちょっとわからないとか、そういうことがございましたら、事務局にお答えいただけるものはお答えいただいて、検討課題というのは次の第 2 回までの間に決めていただくようにしたいなと思ひています。

足立委員

ご説明ありがとうございました。

先ほど保井先生から 1 回目にコメントがあったことと関係しますが、初回ですし重要な

ことかなと思うので、改めて。私なりの理解では、これまでの一般的なPFI・PPPをどう活用するかということよりは、もっと川崎市様の志は高く、市政経営全般とか、市の幅広い課題解決に、幅広い民間セクターの力を、従来の発想にとらわれずにいかにダイナミックに生かしていくか、ということを目指していかなければならないのだろうと理解しています。

仮にそうであれば、同じような志を持って体系的に取り組むことにこれまでトライされてきた自治体もあるにはありますが、まだ道半ばと思うので、今回の取組が仮に一つ形になれば、全国でも非常に先導的な取組になるのではと思います。そういった意味で、まず川崎市様の大もとのそういった問題意識を、この委員会も含め、庁内やパートナーとなる民間セクターなど内外の関係者に正確に共有・周知することが重要となるのではないかと思います。

例えば、今の私の理解が正しければ、「新たな民間活用に関する方針」というのは、非常にシンプルだけでもよく練られたタイトルだと思うのですが、ただ、一言で「民間」といっても、多様な主体との幅広い分野での適切かつ積極的な連携といったことを目指していかなければならないと思うので、純民事業者以外にも、NPOはじめ様々な方々が入るのだろうと思います。そういったところにもしっかりとメッセージが届くようにすることが重要だと思いますし、例えば、従来型のPFI・PPPに関心を持っている方々だけが寄ってきて、その他の方々に「自分に関係ないな」と思われてしまわないような工夫が重要になると思います。

一方、志だけ高く幅広く掲げても、具体的な議論に落としていかないと理念だけでは進まないと思うので、そういった意味で、資料3で言えば方針1であるとか、資料5であれば審議事項1とか、連携対象の範囲とか議論の範囲とかをまず最初にどう定めていくかが重要になるのではと思います。

全般的な志はしっかり共有した上で、このうち、特に当面数年間、重点的に議論を進めていきたいのはここだということであるとか、今年度特に進めていきたいところはここだといったことを明確に示していただく。あるいは、そこも含めてこの場で議論することかもしれませんが、そういったことが重要ではなかったところでは。

まず、前半部分は以上です。

安登会長

足立委員のご質問について、事務局から何かありましたら。

事務局

ご意見をいただきまして、ありがとうございます。

先ほどの冒頭の説明の中で、やっぱりプラスアルファということをご説明させていただいたかと思います。なかなか本市としては、冒頭に説明があったように、人口増加に伴って増やしていかなければならないサービスなどがたくさんある中なんですけれども、スタンスとしては、新たな財政負担を増やさずに、よりよいサービスを提供できるように民間の方のご意見をいただきたい。どうしても行政だけで、今までのやり方でやろうとすると、なかなか予算だとか人だとかスピード感が足りない中で、新しいアイデアがあれば、それをいただきながら、私たちが気づいていない中にヒントがあるのではないかというふうに思っているので、今委員のほうからお話があったように、どういうことを考えているかということ民間事業者の方、幅広い分野に対象があること、NPOも含めた、学校も含めたさまざまな分野の方と連携していきたいというふうに考えておりますので、私たちのスタンスを明確にしながら取組を進めていきたいというふうに思っております。そういった際には、先ほどお話をしましたが、プラットフォームの活用だとか、新しい仕組みを使いながら、市民の方、民間の方に本市のスタンスを伝えていきたいというふうに思っているところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

伊藤委員

ちょっと全体的な話になるんですけども、民間の力を活用するという点で、民間からニーズを聞き取りたいという側面と、民間からソリューションを得たいという二つの側面があると思うんですね。今のお話を聞いていると、PPPプラットフォームはソリューションを聞くための組織としてのご想定なのかなというふうに思ひまして、ニーズというのは、例えば図書館のことを先ほど副市長がおっしゃっていましたが、図書館が欲しいというニーズを聞いたときに、実は居場所が欲しいと。居場所が欲しいということであれば、図書館ではなくて、例えば違うソリューションがありますというようなことを、ソリューションを話していくというプロセスというのを、PPPプラットフォームは、どちらかというともう少しふんわりした、交流会的な位置づけというところがちょっとあるのかなと思ひましたので、今後、インフラ事業あるいは資産マネジメントカルテ、公有財産

利活用事業をやるときに、どうやってニーズを拾うのかというのと、どういうソリューションを求めるのかというのを、もうちょっと、やろうとしている仕組みの中に、今いただいた目次だと、ちょっとそこはふんわりしていて、何かやりたいとなったときに、どうしますかということになっているように思うので、そこにどうやって民間の力を使っていくのかというのがもう一ひねりあるといいのかなと。ちょっと今はソリューションを持っているわけじゃないんですけれども、そこが今はちょっとふわっとしているので、どういう形で、保井先生もちょっとおっしゃったけど、どういう形で最初に始めるのかというが、あまりはっきりしていないというような課題があるのかなと思っておりますので、その点を議論させていただきたいなと思います。

安登会長

ありがとうございました。

事務局、今のことについていかがでしょうか。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

確かに少しイメージをしっかりと持っていないところがございますので、この後、検討の中でまたご意見をいただきたいと思っておりますし、今の視点を持って、この後、進めていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

安登会長

ありがとうございました。

じゃあ、ほかの委員さんはどうでしょうか。

保井委員

大きく3点、コメントというか、お話しさせてください。

1点目は、足立委員がおっしゃったことと近いかなというふうに思ひます。民間活用というのは、ひょっとしたら伊藤委員がおっしゃったこととも近いのかもしれないけど、私が感じたふわっと感は、行政がまさに行財政改革を進める中でできるだけ効率的にやりたいという、いわゆるPFIがまさに目指してきた、効率性を目指す民間活用なんですね。もう一つ、きょうおっしゃられたのは、プラスアルファの部分だと思ひていて、そこを取

り込むことが非常に今回は多分、特徴なんだと思うんですけど、その二つの垣根が、結構まだちょっとごちゃごちゃしている感じがするんですね。

例えば目次構成イメージ、資料6ですね、プラスアルファというのをしっかり書いたほうがいいんじゃないかという、そういうことなんですけど、コメントとしては。

目次構成イメージの、いわゆる一番最初の方針策定の趣旨の二つ目の黒ポツ、本市が目指す民間活用の基本的考え方、ここは一方進んだ民間活用を志向し、民間活用に積極的に取り組むというふうに書いてあって、ここはすばらしいことなんですけど、いわゆる、よりどんどんPFIをやって、安く、税金をあまり使わずいろんなサービスを提供しますというふうにも読めるんですね、単に。プラスアルファの部分を書くとなると、何かもう少し、民間と行政が一緒に取り組みながら、一緒になって公益を実現していくんですというような書き方にしたほうが、ひょっとしたら今回の議論にはふさわしいのではないかなというふうに思います。

なので、やっぱり市としては、市民サービスの向上には質も量も両方あるわけで、やっぱりそこをきちんとある意味、行政学で言うプロバイダーからイネイブラーへみたいなことをよく言うと思いますけれども、まさにイネイブル、民間を通じて公益をちゃんと実現していく、そういう役割転換につながるような話ではないかなというふうに思うので、そこは市としてしっかりやっていきますと。だけど、やり方は多分、民間のほういろいろな形があるし、場合によっては今までできなかったような、まさに図書館で本を貸すだけではなくて、付加価値をつけながら新しいものをつくっていくということもできるかもしれない、というようなことを書いていくためには、もう少し、一緒に公益実現していくというような書きぶりを随所でしたほうがいいじゃないかなというふうに感じました。

そういうふうやっていくと、ちょっと気になったのは、2点目なんですけれども、例えばNPO、事業規模をどう設定するかということもあるのかもしれないですけども、川崎市さんは参加協働の指針みたいなものはあたりしますか。ああいうので、それこそ市民団体とかNPOとかから市と一緒にやりたいですみたいなことで、ほかの自治体なんか行くと、例えば捨て猫とか捨て犬とか、そういうのを一緒にケアしていくようなのをやりたいですとか、本当に事業規模でいうと全然小さくて、あまり大きくない、そういう提案を受けつけるような仕組みもあたりするような気がするんですが、その辺の、いわゆるここで言う民間連携と、参加協働みたいな、そこを一緒にして話し合うのか、ちょっと切り分けるのかという、その境界線が結構曖昧になっているなというのを一つ感じたの

で、その辺のお考えがあれば教えてください。

もう一つは、ほかに関連するような委員会であったり指針はないですかということです。新しい手法で、やっぱり今までのやり方だとうまくできないことが、結構いろんなところで起きてきて、P a r k - P F I 私はよくかかわっていますけれども、まずあれは指定管理者、管理期間30年とか20年とか長くて、多くの自治体はそういう長いものはやっていないので、P F I の委員会だけで勝手に決められないということが途中で起きてきたりなんかして、管理者の選定とか管理の委員会にかけないといけないとか、いろいろ出てくるので、関連する民間団体に関連するような受け皿組織みたいなものとかがあるんじゃないかという。わからないので、その辺をぜひ整理していただくといいかなと。ほかの委員会とか、ほかの政策との関係をより広く見てくださいという、これはお願いします。さっき、民間活用に関する方針はここに出てきたんですけど、ひょっとしたらほかにも関連するんじゃないかなという感想です。

三つ目は、それとも関連するんですけど、やっぱり今回まさに前回のガイドラインの後に出てきたさまざまなもの、さまざまな国の政策変更とかを反映していくということは大変大きなことだと思うんですが、多分こういう民間との連携みたいな法制度は、このところ毎年のように出てきているので、今後も多分どんどん変化していくし、ほかの自治体なんかも、いろんな条例をつくったり、いろんなものが出てくると思うので、その辺の変化への対応みたいなものを、どう織り込むかというのはちょっと工夫の余地はあるかもしれないですけども、何か考えておいたほうがいいのではないかなという気がしております。

それは方針自体の変化への対応なんですけど、もう一つ関連するとすると、目次構成だと4番で、モニタリングのこと、契約締結から整備環境のところを取り上げてくださっているのは、私はとてもいいなと思っているんですが、ぜひここも、私の頭の中にはP a r k - P F I と、先ほどからずっと頭にあるんですけど、例えばあれなんかも20年とか30年でやると、絶対に途中で問題が起きてくることは目に見えていて、少なくとも提案したとおりのお店が入るかどうかさえわからないんですよ、提案を受けたときには。ただ、そのときに、例えば5年後に提案したお店がもうなくなるじゃないですかみたいなところで、だから、この業者はだめだというわけには多分いかないので、冒頭の1番目に戻るんですけど、やっぱり一緒にやるという、もう腰を据えて、ここは決めてしまった民間業者さんと、モニタリングで監督して頑張りなさいというだけではなくて、やっぱり一緒にソ

リューションをまさにつくっていくような、これはひょっとしたら書き方だけなのかもしれないですけども、そういうふうにやっていかないと、これからの民間活用はちょっとうまくいかないんじゃないかなということ、ちょっといろいろなところで思っているので、モニタリングというところも工夫が議論の中で必要になってくるんじゃないかなと思っていますという感想です。

以上です。

安登会長

ありがとうございました。

事務局、ここでございますか。

事務局

ちょっといろいろなところにまたがって。ちょっと私のほうで整理させていただきながら、お答えさせていただきたいと思うんですけども、まず、冒頭でいただいた今後の民間活用を進めていく上での視点といいますか、少し考え方の中で、やはり民間事業者さんと伴走型というか、公益を実現していくパートナーとして一緒にやっていると。言葉で言いますと共創という、多分、視点になってくるのかなと思っていますんですけども、そうした視点は今回この方針をつくるに当たって、そうした視点は非常に我々としても課題認識として思っていて、それをしっかり、もちろん織り込んでいこうというふうに考えているところでございますので、実際の方針の中での表現の仕方だとか書き方というのは、またちょっとこちらで検討させていただいて、少し工夫させていただきたいというふうに思っています。

そうした際に、やはり本市の中で、いわゆるNPOですとか、中間支援団体ですとか、そうしたところとの参加と協働という考え方と、恐らく整合性をちゃんと合わせなきゃいけないというふうに考えておまして、本日も出席している協働・連携推進課というセクションがまさにその部分を担っていただいているところで、まさに参加と協働の指針みたいなものも本市にございますので、そこをしっかり内容をすり合わせながら、齟齬のないようにといいますか、しっかりNPOなどとの連携というところも、少しどのような形で表現するかということは検討していきたいなというふうに思っております。

また、今後この民間活用を進めていくに当たって、本委員会は今年度初めて附属機関と

して立ち上げさせていただきましたが、関連する委員会等ということで、保井委員がおっしゃったように指定管理者を選定する際に、選定委員会という附属機関が別にございまして、それは実は本市で一つというより、各局にそれぞれ一つずつあるという状況になっております。それは指定管理者の選定というところだけなんですけれども、そうした委員会との連携ということも、今後この民間活用の方針と委員会との関係、また本委員会の役割とそうした委員会との関係というところもしっかり整理していかなければならないと思っておりますので、そこも対応させていただきたいというふうに思っております。

あと、方針自体を今後の環境の変化にどう対応させていくかというところですが、しっかり方針として位置づけなければいけないところと、ある意味、環境の変化に柔軟に対応していけるような、やはりそういった要素はしっかり持つておかないといけないというふうに思っておりますので、もちろんかつちり、こうした流れでとか、仕組みとして決めていくところは決めていきますけれども、そうした環境の変化に対応できるような、ある意味でフレキシビリティみたいなところは、しっかり方針も持ちつつ、要は実際にこの方針に基づいて事業を進める各制度所管課が対応しやすいような、そういった形の方針にさせていただきたいというふうに思っております。

最後、モニタリングということでご指摘があったかと思うんですけれども、まさに保井委員と同じような課題認識は持っております、今後、民間活用という、特にPFIもそうですし、パークPFIもそうですけれども、だんだん民間事業者さんとの関係が長期化していくような傾向があるかなという課題認識は持っております。やはりモニタリングというと行政側の管理、監督、指導というような側面がどうしても強くなってきてしまうんですけれども、まさにそういった点はしっかり従来からのやり方という意味ではやらなきゃいけないところがあるんですけれども、それ以上に、やはり長期化していく中では当初想定していなかったようなことというのはどんどん出てくるということもございまして、そうした中で、やはり担っていただく事業者さんと、先ほどの最初の議論になりますけど、伴走型といいますか、そこの中で一緒に公益を実現していくという、まさにパートナーとしての視点の中でのモニタリングというものをどういった形でやっていく。日ごろからしっかりコミュニケーションをとるだとか対話していただくとか、要は事業としても任せきりにしたままで年に1回評価するという形だけではない形のかかわり方をどう構築していくかというところも、一つモニタリングの課題認識というところであると思っておりますので、そうした点を今回の方針にどう位置づけていくかというところは、しっかり事務局のほうで

も検討させていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

他にございますでしょうか。

川崎委員

かなり議論が深まってきたかと思うんですけれども、やっぱり一番大事なポイントは、従来型のPFI、PPPと決定的に違うのは、いわゆるバリュー・フォー・マネーで、コスト削減というところに力点を置くのではなくて、付加価値をつけて価値を創造していくというところに川崎版の民間活用の推進のある種の哲学みたいなものがあると思いますので、やっぱりそこが明確に最初のところに書かれていれば、制度が変わっても、この部分だけには変えないというところが明確になるのかなというふうに思いました。それは多分、もう皆さん共通認識として持たれたところだと思いますので、そういうふうに書いていただくということで。

例えば範囲を決める、どのような分野でPPP手法を使うかというのを決める必要性があるかということが一つ疑問としてありまして、もちろんスタートアップとして、こんなこともできるんだという、市役所の中で、あるいは事業者たちに周知する上でパイロット的なものがあつたほうがわかりやすいということはあると思うんですが、多分、本当にサービスプロバイダーからコーディネーターという形に公共部門の役割が変わっていくんだとすると、こういうサービス、公益とか公共の目的があつて、このサービスを提供するのに皆さんで参加して議論しましょうというような、これが多分プラットフォームだと思うんですけれども、そこの分野を決める必要性があるのかというのが一番の疑問で、スタートアップのときの最新事例というか、スタート事例として、こういうことをやってみますというのはいいと思うんですが、ここは決めていく必要性があるのかなというのが一番の疑問です。

幾つか、やっぱり事例はたくさんあつて、ある種、公共目的が明確であると、少しずつ民間とか、あるいはNPOも含めて、参加するほうはいるみたいです。今、東洋大学で、PPP制度を大学院のほうでやっているんですけれども、そこでは公務員の方と民間の方

と一緒にフラットに議論する場があるんですが、そういう事業をやっているんですけども、民間の側からすると一番のデメリットというのは、いわゆる契約で、アイデアを出したけど契約をとれないと目も当てられないということなんですね。つまり、あの手の類の作業をするのに結構なコストをかけていて、それでも競争入札になってしまうと、もう彼らは目も当てられないということなので、だとするとアイデア、ここでは知的財産という書き方をしてくださっていましたが、アイデアに対する評価のところを、少し何らかの形で入れてあげないと、なかなか民間は参加しにくいところがあるようです。

やっぱりプラットフォームは本当に平場で、やり方とか、いろんなことを議論する場にしたいという、多分、意図があると思われるので、ちょっとプラットフォームの設計を少し一度きちんと議論したほうがいいのかというふうに思いました。

ちょっと質問というよりも雑ばくな意見でございますけれども、私のほうからは以上です。

安登会長

ありがとうございました。

今の川崎先生のご指摘の幾つかが、私が予定していました資料6の令和元年度の審議事項ですね、令和元年度川崎市民間活用推進委員会での審議事項（案）というものが手元にあると思うんですけども、事務局から先ほど説明がありました。審議事項が、①、②、③、④、⑤、⑥、⑦とありまして、川崎先生からご指摘があったテーマだと、審議事項の①範囲の問題であるとか、あるいは審議事項③ですね、プラットフォーム設置の問題、それから審議事項⑤ですと民間提案制度の創設をどういうふうにやっていくかということがテーマとして、当然これがテーマになってくるという認識になってつながるのかなと思ったんですけど。

今ご意見をいただきましたので、それを受けまして、審議事項を委員の方に見ていただきまして、①、②、③、④、⑤、⑥、⑦という中で、例えばこういうのも入れたらいいんじゃないとか、あるいはこれは必要ないんじゃないかというものもあるかと思うんですけども、この辺をごらんいただいて、思われることがありましたら伺いたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

伊藤委員

審議事項⑦の有機的な連携による民間活用の推進というのがあると思うんですけれども、すごくいいことだと思いますし、たくさん、今後幾つか、複数の事例が出てきたときに、その情報を集約して、さらに次に進める。先ほど川崎委員からもありましたけど、今後、方針が広がっていく中でどういうふうに対応していくかというのも、変更するですとか方針を広げるといふときにファクトがないと次には進めないの、それぞれにやった事業の情報が散逸している状態はよくないと思いますので、それを集めていくのが大事だというのはおっしゃるとおりです。

ただ、民間を活用すると、民間はその情報を極力出たくないというか、ものにもよると思うんですけれども、知的財産の問題があったりとか、どれぐらいオープンにその情報を管理できるかというところがあると思いますし、弁護士の観点から言うと開示請求の範囲では開示されるものというのは必ずあるんですけれども、それを超えて、横展開する際に、例えば情報管理みたいな業務を一緒にやりましょうということで、新たなAIシステムをつくりましたみたいなときに、横展開しますと簡単に言われてしまうと、また難しいという話が当然出てくると思うので、そういうときにどうするのか。情報の集約の仕組みと、集まった情報の管理の方法というのを審議事項⑦の観点で少し考えていただいたほうがいいかなと思っているのと、それをやるということ、有機的な連携によって情報を集約して、それはさらに再活用される可能性があるということは、方針のどこかで触れておいたほうがいいかなと思っていて、今いただいている目次の構成の中では、審議事項⑦のところ、特に視点には入っていないのかなと思いました。川崎市役所として継続的にこの民活を進めていく中で、個別の案件はこういうふうに進めます、この方針はこれです、ということだけではなくて、たくさん案件をこのようにまとめて市として進めていきますという視点の項目がどこかにあるといいんじゃないかというふうに思って。手続編というよりは方針編なのかなと思うんですけれども、そこに一つ項目があったほうがいいのではないかなと思いました。

安登会長

ありがとうございました。

まとめて幾つか伺いたいと思っています。

方針と、それから先生方の考え方、それから審議事項につながっていきますので、あわせて言っていただければ、次の第2回のときの事務局からの提案つなげていきたいと思

ます。

足立委員

目次構成イメージを拝見していると、ハードの課題解決やハードの利活用に関して進められている一般的なPFI・PPPのイメージがすごく前面に出ているなど感じます。

改めてですが、今回の川崎市様の問題意識をふまえると、目次構成イメージの中で言えば、1番のところがものすごく重要だと強く感じますし、この中に、例えば優先的に検討を進めていきたい領域とか、検討を進めていくに当たって市として重点的にプライオリティを置きたい視点、例えば、領域とか分野によっても変わってくるのかもしれませんが、やはり一番は財政負担を絶対ふやしたくないとか、ほかに何かあるのかとか、そういったプライオリティを置きたい視点とか軸とかの辺りを示していただくことが重要と思います。

この1番のところが明確に受け手と市との間で共有できれば、2番以降のところでは整理する項目とか整理の仕方とかも固まってくると思いますし、それを受け取る側もスムーズに受け取れるのかなど。その結果、当面はハード面にフォーカスを当てていきたいのであれば、現状の2番以降にある項目構成のままで、結果的にはいいのかもしれませんが、ちょっと今の段階ではまだ1番のところがどういう形になるのか固まっていない段階で、全体的に若干ハードに寄りすぎかなと感じました。この辺は、アドバイザーさんとかにも、よく川崎市さんの思いを共有した上で進めていくことが重要かなと思います。

以上です。

安登会長

ありがとうございました。

今までのところで事務局のほうから何か説明を加えたいところはございますか。

事務局

ちょっと今お三方の委員に言われたことをまとめてというところもあるかもしれないんですけども、まず、少し話の走りとしては、今、足立委員から言われた、どちらかというと構成がハード寄りの構成になっているなど。ご指摘のとおりかなと思っては、ただ、我々の課題認識として、冒頭にご説明を差し上げたところなんですけど、今までハードに寄っていたのをなるべくソフトにも少し展開していきたいというような課題認識を

しっかり持っているところもありますので、そこを我々自身もしっかり整理しなきゃいけないかなと。

今、方針、ガイドラインとありまして、確かに手続というところを進めていく中で、やはりちょっとハードの取組を進めていくときとソフトの取組を進めていくときで多分手続が全く違うかなというふうなことも考えておりますので、今回の目次構成は少し、現段階でのイメージということでお示しさせていただいているんですけども、しっかりそのハードとソフトの進め方というところはちゃんと明確にわかるようにといたしますか、もしかすると別に仕立て上げていくことも必要なのかなというふうに考えておりまして、結局これを使って取組を進めていくのは本市の職員ですので、ガイドラインのほうは特に本市の職員が参酌しながら事業を進めていくところがございますので、その職員がしっかりわかるような、それぞれが進めていく事業の立場で、これを見ながらということもありますので、しっかりその辺を意識しながら、まずガイドラインはつくっていきたいということと、あと方針というところにつきましても、そうした意味では、まずはソフトとハードをどういう趣旨で進めていくのかということですか、やはり川崎委員のほうからご指摘がありました、そもそも民活の手法とか範囲というのを絞り込む必要が果たしてあるのかどうかというお話も、今回の我々の民間活用の進め方というのは、基本的に市の取組全体にそうした民間のノウハウなりアイデアを活用していこうということが主眼にあるので、どちらかという市がこれだけ民間活用を進めていくという視点ではなくて、基本的には全ての市の事業の進め方だったり、それこそ役所の中の内部的な事務作業だったりということにも、しっかりそういった要素を反映していかなければいけないと思っています。基本は全体だというふうに認識しているんですけども、足立委員からもあったように、その中でも市としてどうプライオリティをつけてやっていくのかとか、あとは一般的に言われている民間活用の手法みたいなものとか、一般的にやられている範囲みたいなものがあるので、そこは市の姿勢としては全体として進めていくんですけども、プライオリティはこういった部分にあるとか、あとは一般的にやっている手法はこういった形でとか、そういった紹介をさせていただくような形の構成をちょっと試行していこうかなというふうに考えています。

あと、情報の管理みたいなところをまとめてどうしていくとか、知的財産とか、その辺の話とか、パッケージ化してどうしていくかということも、審議事項⑦でというお話もありましたけれども、ちょっとまたその辺の話は少し、審議事項、別出しでもいいかな

というところも考えておりますので、ご意見を受けて、少し内部でも検討させていただければと思います。

以上になります。

安登会長

ありがとうございました。

大分時間が押してきましたので、まだご意見あるかと思えますけれども、また個別にお伺いしたいと思っております。

ありがとうございました。さまざまな意見をいただきましたけれども、枠組みと申しますか、大きな意味での枠組みをきちんとつくることによって、いろんな問題が起こらなくて進んでいくということで、各委員から具体的に、それから主には総論と申しますか、大きな枠組みでの入り口をきちんとしていくことが成功につながるのではないかなというご意見が多かったように思います。

ハードとソフトということで、ハードに対応していくこともそうですし、ソフトについても、これからもっと対応しないといけないという点というのものもあるかと思えます。

お話をお伺いしましてちょっと思いましたのは、もう少し具体的に、じゃあ何をするかみたいな話が多分あると思うんですけど、私が聞いていて、話をお伺いして改めて思い浮かんだことを言いますと、例えばPFIが進んでいって、15年、20年たちまして、事業期間が終了してきているところもあるので、これからの問題というのは多分、新しくつくるといっても既にあるものをPFIですさらに検討いくのかどうかみたいな、そういう問題で、そういうのをやっている自治体さんも少し出てきましたので、これからは既にあるものをどうやって次に回していくかという、ある程度時間がたっているのも、そういう、さらに将来につなげていくという問題があるかなと。

それから、横の展開ではエリアマネジメントと申しますか、一つの建物というんじゃなくて、それを地域全体でどういうふうに、既存のものも含めて管理していくか、そういった動きも出てきていると。

それから、事務局からの冒頭の説明にありましたように、スポーツ施設とか、そういうコンセッションみたいなものについての可能性も検討していくと思うんですね。そういうこともやられている自治体は出てきていると。

それから、あとはソフトの面では、コレクティブインパクトで市民活動を取り入れるみ

たいな、そういうことをやると行政が変わったなという印象も持っていただけだと思うので、そういったソフト面での試みもどうか。さまざまな課題が出てきますし、それはプラスになっていく面が多いと思いますので、これからの審議の中で、どういうものを議論の俎上に上げるかということを考えていきたいと思っています。

きょうの委員会では審議事項の①から⑦までを、伊藤委員から審議事項⑦について追加したいというご指摘があったと思いますが、それ以外に、これはだめだとか、これはやるぞとか、そういうのはございませんか。追加的に必要なものがございましたら、また後で個別に事務局に連絡いただければ追加していただけます。

まだまだ議論は尽きないんですけれども、次の審議事項もごございますので進めさせていただきます。

次第3の(6)等々力緑地再編整備事業に関するPFI法に基づく民間提案の審議に向けた部会(民間提案審査部会)の設置について、審議事項になっておりますので、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

お手元の資料でいきますと資料7から9までをお手元にご用意いただいて、まずは資料7からご説明させていただきたいと思います。

表題といたしましては、等々力緑地再編整備事業に関するPFI法に基づく民間提案を受けた「民間提案審査部会」の設置についてということでございます。

こちらの中身につきましては、1の事案の経緯をごらんいただければと思いますが、今回、等々力緑地再編整備事業というものを本市で進めておりますけれども、その中で民間事業者さんである東京急行電鉄株式会社様から、PFI法第6条第1項に基づく提案の提出が本市に対してありました。平成31年2月28日のうちに実際には提出を受けたというところなんですけれども、本市としては3月7日に正式に受理という形で対応させていただきまして、以降、この提案の検討を進めているというところでございます。

資料につきましては、5の審査の進め方の四角囲みのところをごらんいただければと思うんですけれども、民間提案を受理させていただいた後、審査基準の作成ですとか、PSC・VFMを改めて公共側で再評価、また提案内容の精査ということを現在実施しているところでございます。

本市における、いただいた民間提案の採用の可否の判断を行うためにということで、や

はり行政内部だけの検討というより、外部専門家等による審査が有効ではないかというふうに考えておりました。こちらは事務局からの提案となりますけれども、本民間活用推進委員会を活用した審査体制の構築を提案させていただきたいというふうに考えております。

その下なんですけど、ただしというところで、今年度、本委員会は、ご説明させていただきましたが、新たな民間活用に関する方針の審議に注力させていただきたいということと、あと等々力緑地に関する整備事業というところもございまして、専門的知見を有する学識経験者の方々にも参画していただく必要があると考えておりますことから、今回、本委員会の委員及び臨時委員からなる民間提案審査部会というものを設置させていただきまして、提案の内容の妥当性の審議を行わせていただければというふうにご提案申し上げます。

下のほうに民間活用推進委員会という箱がありますけれども、基本的には本委員を何名か選出させていただいて、さらに臨時委員を加えた形で部会を構成させていただきたいと考えております。

スケジュールにつきましては、おおむね提案の受理から6カ月間で審査を行うことを今は予定させていただいております。なので、その間に大体3回ほど審査部会を開催させていただき、一定の結果を出していきたいと考えております。

続いて、資料8をごらんください。こちらは民間提案審査部会の設置についての案ということで、一応、事務局のほうでご提案させていただきますけれども、審査部会の権能を少し記載させていただいたものでございます。

ポイントといたしましては、3番の部会の決議の取り扱いということで、この部会の設置の根拠条例の規定に基づきまして、部会の決議は委員会の決議ということで、基本的に提案内容の審査に係る部分は部会に委ねていくというようなものを想定しているところでございます。

続きまして、資料9をごらんください。こちらが提案審査部会の委員名簿で、こちらも事務局案となりますけれども、担っていただく5名の方をこちらへ記載させていただいております。本委員会からは、伊藤麻里委員と保井美樹委員をお願いさせていただきたいと思ひまして、そのほかに松行美帆子、横浜国立大学大学院都市イノベーション研究科の准教授。また、山口直也、青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科の教授。また、涌井史郎、東京都市大学環境学部特別教授ということで、臨時委員を加えさせていただいた計5名で組織させていただき、民間提案審査部会とさせていただきたいというふうに事務局からご提案させていただきたいと思ひます。

資料の説明は以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

ただいまご説明いただきました議題3（6）ですね、民間提案審査部会の設置につきまして、委員の方からご意見はございますでしょうか。保井先生と伊藤先生がご指名ということで、よろしくをお願いします。

特にご異議ございますか。

（異議なし）

安登会長

それでは、（6）民間提案審査部会の設置については委員の方から承認いただいたということではいだろうと思います。ありがとうございました。

それでは続きまして、今後の審議の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、資料10をごらんいただきたいと思います。今後の審議の進め方ということでございます。

先ほど審議事項についてご検討いただきました。基本的には七つのものに、先ほどのお話のものを加えながら、審議を進めていきたいと思っております。

今年度は下の表にありますように4回の委員会を予定しておりますけれども、まず審議事項1から6の部分については2回目のところで中間取りまとめたたきという形をとっていきたい、たたき台を確認していただきたいと思っておりますので、こういった形で2回目を提示。全体的なトータルについてを3回目のところで、修正版を反映させて提示。そしてパブリックコメントを年明け早々に、1月、2月のところで予定しておりますので、そこを踏まえて最終回のところで第4回目、来年3月の委員会の中で最終形を確認していただきたいと考えているところでございます。

何分、少し限られた時間の中でございます。中間取りまとめたたきについては、きょうの意見も踏まえて、事務局のほうで中間たたきをつくって、お示ししながら、ちょっと委員会の外になってしまうかと思いますが、ご協力いただいて、ご意見をいただいたもので

9月の委員会を迎えていきたいと思っておりますので、お時間をとっていただけたらと思っております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

安登会長

ありがとうございました。

きょうの時間だと議論し尽くせないところも多々あると思っておりますので、もしご指摘とかがありましたら、事務局からお伺いすることもありますし、また委員の方からご意見をいただければありがたいと思っております。

では、その他、川崎市PPPプラットフォームの設立について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

事務局から、ご説明させていただきます。

参考資料1のほうをごらんください。今年度、新たなPPPプラットフォームの立ち上げに向けて手続のほうを進めている状況のものになっております。

1番、本市のPPPにおける課題ということで、本市の抱える課題、この絵で言う真ん中のところなんですけれども、地方交付税の不交付団体ゆえの厳しい財政状況であったり、あとは老朽化する現有施設への対応、そういったものが課題としてあります。

今回、PPPの導入効果ということで、低廉かつ良質な公共サービスの提供であったり地元企業の活性化、あとは公共サービスの提供における行政のかかわり方の改革、こういったことが導入効果としてありまして、PPPを行うことで、本市が抱えるさまざまな課題に対する解決方法の一つになり得る可能性があるだろうというふうに考えております。

2番、課題解決に向けた取組の方向性ということで、プラットフォームを今回新たに設置することで対話の場を創出して、公共側のPPPに対する期待ですとか、民間側のPPPに対する不安、こういったものについて対話を重ねることで解消していくというようなことを考えております。

プラットフォームにつきましては、資料の下段、左下ですね、もう既に政令市の約半数ではできておりまして、内閣府とか国交省の支援を受けながら、今後も拡大に向けて進んでいるというような、そんな状況になっております。

3番、プラットフォームの概要なんですけれども、3層構造に分けておりまして、事務局としては川崎市、川崎信用金庫、横浜銀行、日本政策投資銀行、PFI推進機構という5者を事務局としながら、コアメンバーとして市にある業界団体を10団体、プラットフォームメンバーということで、参加を希望する方たちをプラットフォームメンバーとしながら全体で進めていくというような形のことを考えております。

取組の方針としては、普及啓発・意識向上、ノウハウ習得、対話の実践ということを考えておりまして、スケジュール、④のところなんです、プラットフォームのセミナーというものを今年度3回、規模を縮小してやっていくPPP勉強会というものを今年度3回考えております。

最後、下の米印のところ、今年度、内閣府が実施するプラットフォーム形成支援及び内閣府・国交省が実施するプラットフォーム協定制度の対象に決定しているという状況になっております。

資料の説明は以上になります。

安登会長

ありがとうございました。

ただいまのPPPプラットフォームの設置につきまして、各委員からご意見等ありましたら、いかがでしょうか。

足立委員

プラットフォームは先ほども少し話題になりましたが、重要なことは、市のこういった課題を重点的に解決するためにどのような官民連携を導入したいのか、また、官民連携を導入するに当たってのどのような課題を埋めるためにプラットフォームをどう活用していきたいのか、その設計がすごく重要で、各地でその辺が曖昧なままやっているものが山積しているという状況だと思っています。

川崎市様は、幅広い市政経営に民間・NPO等々も含めた活力をどう活用していくかという問題意識を持たれており、資料5にもあるとおり、ソフト事業の課題解決等も含めてプラットフォームを活用していこうとしていると思うので、そういう意味では、一般的なPPP/PFIプラットフォームと言われるよりももう少し広めの概念のものになるのかなと思います。上手に設計することで、市の地域課題解決のための有意なプラットフ

ホームとして機能させることもできるのではと思います。国の支援措置を活用するのはすごくいいことだと思いますし、市がやりたいことを実現するための一環として、上手に活用していくといいのかなというふうに思いました。以上です。

安登会長

ありがとうございました。

事務局いかがですか。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

ご意見、思っているところを非常に的確にお話しいただいて、ありがとうございます。

あえてPPP、PFIというふうなプラットフォームの名前をつけている他団体はあるんですけども、私たちが狙っているところは、もうちょっと広いところをやっぱり狙っていきたいと思っています。明確にしなきゃいけないところについても理解していて、使い方によって、各回ごとに、こういったことをやりますということをちゃんと情報発信して、ターゲットを絞って使っていきたいというふうに思っておりますので、今のところ、国との関係、あと私たちがどういうところを目指していくかというところを、しっかりと目指して、目的を踏まえてプラットフォームを活用していきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

安登会長

ありがとうございました。

ほかにございますか。

ありがとうございました。それでは、ここまでで本日予定しておりました審議事項は終わります。

各委員の方々、活発なご意見をいただきましてありがとうございました。先ほども言いましたけれども、公民連携を幅広く捉えて、川崎市の行政に一種の付加価値をつけていくということで、民間をいかに取り入れるかということ。きょうご指摘いただいた点は事務局のほうでまた検討していただいて、どういうふうに取り組んでいただくことを議論していただきたいと思っています。また、言い足りなかったことがございましたらメール等で連絡いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の一応私のほうの進行は終了させていただいて、事務局のほうに進行をお返ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。長時間にわたりましてご審議いただきまして、ありがとうございます。

次回、第2回目ですけれども、事前の調整をさせていただいて、9月5日の9時半からということで現在予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。第2回の委員会の前に検討状況について、個別にご説明に伺いたいと考えておりますので、あわせてご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、令和元年度第1回川崎市民間活用推進委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。